

新旧対照表（岩手県農業農村整備事業関係 週休２日工事実施要領）

（下線部は変更部分）

改正後（R8.10.1～）	改正前（R8.2.1～）																				
岩手県農業農村整備事業関係 週休2日工事実施要領 （目的）～（定義） 第1～第2【略】 【第Ⅰ編】現場閉所による週休2日 （対象工事） 第3【略】 （実施手続） 第4 1～2【略】 3 受注者は別紙2を参考に、週休2日工事である旨を工事掲示板等の公衆が見やすい場所に掲示するものとする。 （A3判程度） 4～5【略】 [6 削除] （発注者の取組内容）～（週休2日の実施報告） 第5～6【略】 （工事成績評定における評価）[達成証明を削除] 第7 発注者は、週休2日を達成した場合は、請負工事施工成績評定要領の別記様式第1「工事成績採点表」における考査項目「9. 働き方改革特別加点」において、当該各号に定めるとおり評価するものとする。 (1) 完全週休2日（土日祝）の達成 評定点合計に追加で2点加点評価 (2) 完全週休2日（土日）の達成 評定点合計に追加で1.5点加点評価 (3) 月単位の週休2日の達成 評定点合計に追加で1点加点評価 (4) 明らかに受注者側の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、2点の減点評価 [2 削除] [（工事費の積算）削除]	岩手県農業農村整備事業関係 週休2日工事実施要領 （目的）～（定義） 第1～第2【略】 【第Ⅰ編】現場閉所による週休2日 （対象工事） 第3【略】 （実施手続） 第4 1～2【略】 3 受注者は別紙3を参考に、週休2日工事である旨を工事掲示板等の公衆が見やすい場所に掲示するものとする。 （A3判程度） 4～5【略】 6 受注者は週休2日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。 （発注者の取組内容）～（週休2日の実施報告） 第5～6【略】 （工事成績評定における評価、達成証明） 第7 発注者は、週休2日を達成した場合は、請負工事施工成績評定要領の別記様式第1「工事成績採点表」における考査項目「9. 働き方改革特別加点」において、当該各号に定めるとおり評価するものとする。 (1) 完全週休2日（土日祝）の達成 評定点合計に追加で2点加点評価 (2) 完全週休2日（土日）の達成 評定点合計に追加で1.5点加点評価 (3) 月単位の週休2日の達成 評定点合計に追加で1点加点評価 (4) 明らかに受注者側の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、2点の減点評価 2 発注者は、週休2日の達成が確認できた場合、完成検査終了後に現場の閉所状況に応じた週休2日達成証明書（別紙2参照）を主任技術者（又は監理技術者）1名に発行するものとする。 （工事費の積算） 第8 当初の予定価格の算定において、それぞれの経費に第3項で定める月単位の補正係数を乗じるものとする。また、市場単価方式・土木工事標準単価における補正については、第4項で定める補正係数を乗じるものとする。 2 現場閉所の達成状況を第6の規定に基づく週休2日実施報告により確認後、週単位の週休2日を達成したものについては、週単位の週休2日の補正係数に変更し、また、月単位の週休2日が未達成のものについては補正係数を除した変更を行うものとし、契約書別記の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。 3 補正係数 <table><tr><td></td><td>週単位の週休2日 (現場閉所 1週間に 2日以上)</td><td>月単位の週休2日 (現場閉所率 28.5% (8日/28日以上))</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.05</td><td>1.04</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.06</td><td>1.05</td></tr></table> 4 市場単価方式・土木工事標準単価における補正係数 市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数 <table><tr><td>名称</td><td>区分</td><td>週単位</td><td>月単位</td></tr><tr><td>鉄筋工（太径鉄筋を含む）</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr></table>		週単位の週休2日 (現場閉所 1週間に 2日以上)	月単位の週休2日 (現場閉所率 28.5% (8日/28日以上))	労務費	1.02	1.02	共通仮設費（率分）	1.05	1.04	現場管理費（率分）	1.06	1.05	名称	区分	週単位	月単位	鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	1.02
	週単位の週休2日 (現場閉所 1週間に 2日以上)	月単位の週休2日 (現場閉所率 28.5% (8日/28日以上))																			
労務費	1.02	1.02																			
共通仮設費（率分）	1.05	1.04																			
現場管理費（率分）	1.06	1.05																			
名称	区分	週単位	月単位																		
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	1.02																		

(対象工事)
第8【略】

(実施手続)
第9
1～2【略】

【第Ⅱ編】交替制による週休2日

<u>鉄筋工（ガス圧接）</u>		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
<u>防護柵設置工（ガードレール）</u>	<u>設置</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>
	<u>撤去</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
<u>防護柵設置工 （横断・転落防止柵）</u>	<u>設置</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
	<u>撤去</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
<u>防護柵設置工（落石防護柵）</u>		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
<u>防護柵設置工（落石防護網）</u>		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
<u>防護柵設置工（ガードパイプ）</u>	<u>設置</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>
	<u>撤去</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
<u>道路標識設置工</u>	<u>設置</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>
	<u>撤去・ 移設</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
<u>道路付属物設置工</u>	<u>設置</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
	<u>撤去</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
<u>法面工</u>		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
<u>吹付砕工</u>		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
<u>軟弱地盤処理工</u>		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
<u>橋梁用伸縮継手装置設置工</u>		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
<u>橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工</u>		<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
<u>橋面防水工</u>		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

<u>名称</u>	<u>区分</u>	<u>週単位</u>	<u>月単位</u>
<u>区画線工</u>		<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
<u>排水構造物工</u>		<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
<u>コンクリートブロック積工</u>		<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
<u>構造物とりこわし工</u>	<u>機械</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
	<u>人力</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
<u>橋梁塗装工</u>		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>

【第Ⅱ編】交替制による週休2日

(対象工事)
第9【略】

(実施手続)
第10
1～2【略】

3 受注者は別紙3を参考に、週休2日工事である旨を工事掲示板等の公衆が見やすい場所に掲示するものとする。
(A3判程度)
4～5【略】
[6 削除]

(発注者の取組内容)
第10【略】

(週休2日の実施報告)
第11【略】

(工事成績評定における評価) [達成証明を削除]
第12 発注者は、週休2日を達成した場合は、請負工事施工成績評定要領の別記様式第1「工事成績採点表」における考
査項目「9. 働き方改革特別加点」において、当該各号に定めるとおり評価するものとする。
(1) 完全週休2日(土日祝)の達成 評定点合計に追加で2点加点評価
(2) 完全週休2日(土日)の達成 評定点合計に追加で1.5点加点評価
(3) 月単位の週休2日の達成 評定点合計に追加で1点加点評価
(4) 週休2日を達成できなかった場合の工事成績は減点なし
[2 削除]

[(工事費の積算) 削除]

(その他)
第13【略】

(補則)
第14【略】

附 則(平成30年7月13日付け農計第341号)
この要領は、平成30年7月13日から施行する。
附 則(令和元年5月7日付け農計第1号)
この要領は、令和元年6月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。
附 則(令和2年3月24日付け農計第753号)
この要領は、令和2年4月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。ただし、週休2日達成証明書の発行について
は、適用日以前に達成済みの工事に適用する。
附 則(令和2年6月25日付け農計第279号)
この要領は、令和2年7月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。
附 則(令和3年9月29日付け農計第432号)
この要領は、令和3年10月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。
附 則(令和3年11月12日付け農計第513号)
この要領は、令和4年1月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。

3 受注者は別紙2を参考に、週休2日工事である旨を工事掲示板等の公衆が見やすい場所に掲示するものとする。
(A3判程度)
4～5【略】
6 受注者は週休2日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。

(発注者の取組内容)
第11【略】

(週休2日の実施報告)
第12【略】

(工事成績評定における評価、達成証明)
第13 発注者は、週休2日を達成した場合は、請負工事施工成績評定要領の別記様式第1「工事成績採点表」における考
査項目「9. 働き方改革特別加点」において、当該各号に定めるとおり評価するものとする。
(1) 完全週休2日(土日祝)の達成 評定点合計に追加で2点加点評価
(2) 完全週休2日(土日)の達成 評定点合計に追加で1.5点加点評価
(3) 月単位の週休2日の達成 評定点合計に追加で1点加点評価
(4) 週休2日を達成できなかった場合の工事成績は減点なし
2 発注者は、休日率が28.5%(8日/28日)以上の達成が確認できた場合、完成検査終了後に休日取得状況に応じた週
休2日達成証明書(別紙2参照)を主任技術者(又は監理技術者)1名に発行するものとする。

(工事費の積算)
第14 当初の予定価格の算定において、それぞれの経費に第3項で定める交替制による月単位の補正係数を乗じるものと
する。また、市場単価方式・土木工事標準単価における補正については、第4項で定める補正係数を乗じるものとす
る。
2 休日率の達成状況を第12の規定に基づく週休2日実施報告により確認後、週単位の週休2日交替制を達成したもの
については、交替制による週単位の週休2日の補正係数に変更し、また、月単位の週休2日交替制が未達成のものに
ついては補正係数を除した変更を行うものとし、契約書別記の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。

	<u>交替制による 週単位の週休2日 (休日率28.5% (2日/7日以上))</u>	<u>交替制による 月単位の週休2日 (休日率28.5% (8日/28日以上))</u>
<u>労務費</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
<u>現場管理費(率分)</u>	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>

4 市場単価方式・土木工事標準単価における補正係数
第1編第8第4項の規定による。

(その他)
第15【略】

(補則)
第16【略】

附 則(平成30年7月13日付け農計第341号)
この要領は、平成30年7月13日から施行する。
附 則(令和元年5月7日付け農計第1号)
この要領は、令和元年6月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。
附 則(令和2年3月24日付け農計第753号)
この要領は、令和2年4月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。ただし、週休2日達成証明書の発行について
は、適用日以前に達成済みの工事に適用する。
附 則(令和2年6月25日付け農計第279号)
この要領は、令和2年7月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。
附 則(令和3年9月29日付け農計第432号)
この要領は、令和3年10月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。
附 則(令和3年11月12日付け農計第513号)
この要領は、令和4年1月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則（令和４年８月３１日付け農計第３６１号）
この要領は、令和４年１０月１日以降、入札公告に付する工事に適用する。
附 則（令和５年３月６日付け農計第７６９号）
この要領は、令和５年４月１日以降、入札公告に付する工事に適用する。ただし、第９については、令和４年４月１日以降完成した工事から適用する。
附 則（令和６年９月１９日付け農計第３７８号）
この要領は、令和６年１０月１日以降、入札公告に付する工事に適用する。
附 則（令和７年１１月６日付け農計第４１５号）
この要領は、令和７年１２月１日以降、入札公告に付する工事に適用する。
附 則（令和８年１月２８日付け農計第５６５号）
この要領は、令和８年２月１日以降、入札公告に付する工事に適用する。
附 則（令和８年９月８日付け農計第３６９号）
この要領は、令和８年１０月１日以降、入札公告に付する工事に適用する。

別紙１ 特記仕様書記載例

【発注者指定型（現場閉所による週休２日）】
（週休２日工事）
第○条 本工事は、岩手県農業農村整備事業関係週休２日工事実施要領（以下「実施要領」という。）【第Ⅰ編】
現場閉所による週休２日に定める、発注者が週休２日工事に取り組むことを指定する工事である。
２ 週休２日工事の取扱い、実施要領によるものとし、下記ホームページを参照のこと。
<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1065936.html>
３ 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議するものとする。

【受注者希望型（交替制による週休２日）】
（週休２日工事）
第○条 本工事は、岩手県農業農村整備事業関係週休２日工事実施要領（以下「実施要領」という。）【第Ⅱ編】
交替制による週休２日に定める、受注者の希望に応じて週休２日工事に取り組む工事である。
２ 週休２日工事の取扱い、実施要領によるものとし、下記ホームページを参照のこと。
<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1065936.html>
３ 受注者の責によらず交替制による週休２日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議するものとする。

[別紙２ 週休２日達成証明書 削除]

附 則（令和４年８月３１日付け農計第３６１号）
この要領は、令和４年１０月１日以降、入札公告に付する工事に適用する。
附 則（令和５年３月６日付け農計第７６９号）
この要領は、令和５年４月１日以降、入札公告に付する工事に適用する。ただし、第９については、令和４年４月１日以降完成した工事から適用する。
附 則（令和６年９月１９日付け農計第３７８号）
この要領は、令和６年１０月１日以降、入札公告に付する工事に適用する。
附 則（令和７年１１月６日付け農計第４１５号）
この要領は、令和７年１２月１日以降、入札公告に付する工事に適用する。
附 則（令和８年１月２８日付け農計第５６５号）
この要領は、令和８年２月１日以降、入札公告に付する工事に適用する。

別紙１ 特記仕様書記載例

【発注者指定型（現場閉所による週休２日）】
（週休２日工事）
第○条 本工事は、岩手県農業農村整備事業関係週休２日工事実施要領（以下「実施要領」という。）【第Ⅰ編】
現場閉所による週休２日に定める、発注者が週休２日工事に取り組むことを指定する工事である。
２ 本工事価格は、月単位の週休２日の達成を見込んで間接工事費等を補正している。
３ 週休２日工事の取扱い、実施要領によるものとし、下記ホームページを参照のこと。
<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1065936.html>
４ 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議するものとする。

【受注者希望型（交替制による週休２日）】
（週休２日工事）
第○条 本工事は、岩手県農業農村整備事業関係週休２日工事実施要領（以下「実施要領」という。）【第Ⅱ編】
交替制による週休２日に定める、受注者の希望に応じて週休２日工事に取り組む工事である。
２ 本工事価格は、交替制による月単位の週休２日の達成を見込んで間接工事費等を補正している。
３ 週休２日工事の取扱い、実施要領によるものとし、下記ホームページを参照のこと。
<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1065936.html>
４ 受注者の責によらず交替制による週休２日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議するものとする。

別紙２

週休２日達成証明書

受注者	
主任（監理）技術者	
工事名	
工事請負金額	¥
実施型式	週休２日工事・週休２日交替制工事（どちらかを削除）
週休２日達成状況 （該当するものに○）	完全週休２日（土日祝） 完全週休２日（土日） 月単位（４週８休） 通期（４週８休）
完成年月日	年 月 日

別紙 2 工事現場における週休2日工事実施明示の例【略】

上記工事は、岩手県農業農村整備事業関係週休2日工事実施要領に基づき、週休2日を達成したことを証明します。

年 月 日

〇〇広域振興局農政部
農村整備室長又は
〇〇センター所長

印

別紙 3 工事現場における週休2日工事実施明示の例【略】